

※5歳児以下のお子さんのいる家庭に8月末にお知らせした内容です。

令和元年10月から  
3歳児から5歳児までの幼稚園、保育所などを利用  
する子どもたちの利用料が**無償化されます！**

※0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

※いずれも、就労等により保育が必要な子どもたちに限ります。

#### 【対象となる施設】

※現在、入所している児童は手続き不要

##### ○保育所

市内では、市立保育所、矢ノ丸保育園、たんぼぼ乳児保育所

##### ○幼稚園

市内では、海の星幼稚園

以下については、保育の必要性の認定、利用申請が必要です。

##### ○幼稚園の預かり保育

##### ○認可外保育施設等

※幼稚園、保育所利用者は対象外

市内では、高知県立あき総合病院託児所、ファミサポ（みるきい）  
一時預保育（安芸おひさま保育所）、病児病後児保育（ベイビーキッズ）

○就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。  
※手続きは不要です。

※新しいお知らせです。

**new**

安芸市では、3歳児から5歳児までの保育所等を利用する子どもたちの副食費（おかず代）も**無償化します！**

国の制度では、3歳児から5歳児の副食費（おかず代）については、一部（年収360万円未満の世帯及び第3子以降の子ども）を除き実費徴収することとなっています。

安芸市では、子育て家庭の負担を軽減するため、市独自で副食費（おかず代）も無償化することとしました。

#### 【対象者】

○安芸市にお住いの3歳児から5歳児の子どもの保護者

※4/1現在、満3歳でない子どもは、対象外です。

#### 【対象となる施設】

○3歳児から5歳児の副食（おかず）の提供のある施設

市内では、市立保育所、矢ノ丸保育園

※海の星幼稚園は、副食（おかず）の提供がないので対象外です。

※市外の特定教育・保育施設を利用している子どもは、4,500円を上限に実負担額を補助します。

#### 【お問合せ先】

安芸市福祉事務所

こども係

TEL：35-1009

障害ふくし係（※児童の発達支援に関すること）

FAX：35-1028

安芸市学校教育課

TEL：35-1021

（※幼稚園に関すること）

FAX：35-1051

令和元年 10 月から

幼児教育・保育の無償化が始まりました！

START

お子さまの年齢は？  
平成 31 年（2019 年）4 月 1 日時点

0-2 歳

あなたの世帯は  
住民税非課税ですか？

YES

NO

お子さまが通っているのは、  
どのタイプの施設ですか？

3 歳児クラスからが  
対象となります

保育所／認定こども園(※1)

認可外保育施設等(※2)

利用料が  
無料になります

保育の必要性の認定(※4)を  
受けている場合、利用料が月額  
4.2 万円まで無償になります

市立保育所、矢ノ丸保育園、  
たんぽぽ乳児保育所

3-5 歳

現在お子さまが利用している  
施設はどれですか？

幼稚園

保育所／認定こども園(※1)

認可外保育施設(※2)

お子さまが通う幼稚園は子ども・  
子育て支援新制度の対象の  
幼稚園ですか？(※3)

利用料が  
無料になります

保育の必要性の認定(※4)を  
受けている場合、利用料が  
月額 3.7 万円まで無償になります

市立保育所  
矢ノ丸保育園  
たんぽぽ乳児保育所

高知県立あき総合病院託児所  
ファミサポ(みるきい)  
一時預かり保育(安芸おひさま保育所)  
病児病後児保育(ベイビークッズ)

対象の幼稚園

対象とならない幼稚園

利用料が無料になります

利用料が月額 2.57 万円まで  
無償になります

海の星幼稚園

幼稚園については、入園できる時期に合わせて、  
3 歳になった日から無償化の対象となります。

幼稚園の利用に加えて

幼稚園の預かり保育

保育の必要性の認定(※4)を  
受けている場合、幼稚園の利用料に  
加え、利用日数に応じて、  
最大月額 1.13 万円まで無償になります

海の星幼稚園

障害児の発達支援

利用料が  
無料になり  
ます

○子どもが 2 人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第 1 子とカウントして、0 歳から 2 歳までの第 2 子は半額、第 3 子以降は無料となります。なお、年収 360 万円未満相当世帯については、第 1 子の年齢は問いません。

○市独自の軽減措置として、4 月 1 日現在 18 歳未満の子を 3 人以上育てている場合、軽減申請をすれば、第 3 子以降の保育料が無料になります

○就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3 歳から 5 歳までの利用料が無償化されます。

※1 地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育（標準的な利用料）も対象です。

※2 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

※3 通園している園がどちらに該当するか分からない場合は、通園している園又は市にご確認ください。

※4 無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）がありますので、市にご確認ください。